

ア 当該訪問看護ステーション内に、看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関し、当該訪問看護ステーションに勤務する看護職員の勤務状況を把握し、その改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。

イ 当該訪問看護ステーション内において、多職種の連携や役割分担等に関し、当該訪問看護ステーションの状況を把握し、その改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。なお、アに規定する責任者と兼務可能である。

ウ ア及びイに規定する責任者は、現状の勤務状況等を把握し、問題点を抽出した上で、具体的な取り組み内容と目標達成年次等を含めた看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画を作成し、また、当該計画を職員に対して周知徹底していること。

(14) 包括型訪問看護療養費の届出を行った建物に居住する利用者に対して指定訪問看護を実施した訪問看護ステーションにおいては訪問看護計画書及び訪問看護記録書を電子的方法によって記録し保存すること。また、実施した指定訪問看護の内容及び実施時間を訪問看護記録書に記載すること。

(15) 訪問看護ステーションが包括型訪問看護療養費を届け出た場合は、当該建物に居住する利用者に対し適切な指定訪問看護を継続して提供する観点から、短期間での包括型訪問看護療養費の届出の取り下げや再届出を行うといった状況は避けることが望ましい。また、包括型訪問看護療養費の届出の取り下げを行う場合であって、当該建物に居住する利用者に引き続き指定訪問看護を行う際には、指定訪問看護の実施の変更や包括型訪問看護療養費の届出を取り下げることにより、費用の算定方法が変更となることについて、利用者に対して説明し同意を得る必要があること。

また、包括型訪問看護療養費の届出を取り下げた場合に、再度、当該建物以外の建物を含み包括型訪問看護療養費の届出を行おうとする際には、適切な指定訪問看護を継続して提供する体制の整備を改めて十分に行った上で届出を行うこと。

12 訪問看護遠隔診療補助料

届出については、別紙様式 13 を用いること。情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されている保険医療機関と連携し、診療の補助を行う体制を事前に構築していること。

13 訪問看護ベースアップ評価料

届出については、別紙様式 11 を用いること。ただし、(2) のイ又は (4) のイの基準を満たす場合における届出は、追加で別紙様式 11 別添 1 を用いること。なお、訪問看護ベースアップ評価料 (Ⅱ) の届出については、令和 8 年度及び令和 9 年度において訪問看護ベースアップ評価料の点数構造の変更に伴い、評価区分を見直す必要があるため、新規届出時及び毎年 6 月 1 日時点において当該評価料を算定できるよう、地方厚生(支)局長に届け出ること。

また、毎年 8 月において、前年度における賃金改善の取組状況を評価するため、「賃金改善実績報告書」を別紙様式 11 別添 4 の 1 により作成し、地方厚生(支)局長に報告すること。また、毎年 8 月において、算定を行っている年度における賃金改善の取組状況を当該訪問看護ステーションにおいて適切に把握するため、「賃金改善中間報告書」を別紙様式 11 別添 4 の 1 により作成し、地方厚生(支)局長に報告すること。

事業の継続を図るため、対象職員の賃金水準(訪問看護ベースアップ評価料による賃金改善分を除く。)を引き下げた上で、賃金改善を行う場合には、当該訪問看護ステーションの収支状況、賃金水準の引下げの内容等について記載した「特別事情届出書」を、別紙様式 11 別添 3 により作成し、届け出ること。なお、年度を超えて対象職員の賃金を引き下げることとなった場合は、次年度に「賃金改善中間報告書」を提出する際に、「特別事情届出書」を再度届け出る必要があること。

当該基準に係る届出を行う訪問看護ステーションは、訪問看護ベースアップ評価料の算定に係る書類(「賃金改善実績報告書」等の記載内容の根拠となる資料等)を、当該評価料を算定する年度の終了後 3 年間保管すること。法人内の同一の給与体系に基づく複数の訪問看護ステーションにおいて、「賃金改善実績報告書」及び「賃金改善中間報告書」を複数の訪問看護ステーションを集約して作成する場合には、別紙様式 11 別添 4 の 1 の代わりに、別紙様式 11 別添 4 の 2 を用いることとする。また、訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)を届け出る場合について、法人内の同一の給与体系に基づく複数の訪問看護ステーションにおいて、訪問看護ステーションの「月額賃金総額」及び「対象職員数」を通算して届出を行う場合には、別紙様式 11 の作成に当たって、別紙様式 11 別添 2 を用いることとする。

(1) 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)

次のいずれの要件も満たすものであること。

- ア 当該訪問看護ステーションに勤務する職員(開設者、役員、専ら管理者の業務に従事する者及び業務委託により勤務する者を除く。以下この項において「対象職員」という。)がいること。
- イ 当該評価料により得られる収入は、対象職員の基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下、「基本給等」という。)の引上げ(以下、「ベア等」という。)及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む。)等の増加分に用いること。

なお、恒常的に夜間を含む交替制勤務をとっている職場の職員に支払われる夜勤手当については、決まって毎月支払われる手当に準じて基本給等に含めて差し支えない。

ただし、ベア等を行った訪問看護ステーションにおいて、利用者数等の変動等により当該評価料による収入が上記の増加分に用いた額を上回り、追加でベア等を行うことが困難な場合に限り、賞与等の手当など、ベア等以外の方法による賃金改善を行うことが認められる。いずれの場合においても、賃金の改善の対象とする項目を特定して行うこと。なお、当該評価料によって賃金の改善を実施する項目以外の賃金項目(業績等に応じて変動するものを除く。)の水準を低下させてはならない。

また、賃金改善の実績については、当該訪問看護ステーションにおける「令和 8 年 3 月又は 5 月時点の給与体系(令和 8 年 5 月までに訪問看護ベースアップ評価料を届け出ていた訪問看護ステーションにあっては、令和 8 年度診療報酬改定前の訪問看護ベースアップ評価料による賃金改善後であって令和 8 年度診療報酬改定による訪問看護ベースアップ評価料による賃金改善前の体系に限る。)」を、当該年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の基本給等総額」と、「当該評価料を算定した年度に勤務している職員の基本給等総額」との差分により判断すること。

ただし、「令和 8 年 3 月又は 5 月時点の給与体系(令和 8 年 5 月までに訪問看護ベースアップ評価料を届け出ていた訪問看護ステーションにあっては、令和 8 年度診療報酬

改定前の訪問看護ベースアップ評価料による賃金改善後であって令和8年度診療報酬改定による訪問看護ベースアップ評価料による賃金改善前の体系に限る。)を、当該年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の基本給等総額」、「当該評価料を算定した年度に勤務している職員の基本給等総額」及び賃金改善の実績には、「令和7年度医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業」によって交付される補助金による部分は含めないものとする。

また、6月から翌年5月の1年間に算定した当該評価料による収入を、当該年の4月から翌年3月の賃金改善に充当することは差し支えない。

ウ 当該訪問看護ステーションは、当該評価料の趣旨を踏まえ、労働基準法等を遵守すること。

エ 当該訪問看護ステーションは、対象職員に対して、賃金改善を実施する方法等について、訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)の届出に合わせて周知するとともに、就業規則等の内容についても周知すること。また、対象職員から当該評価料に係る賃金改善に関する照会を受けた場合には、当該対象者についての賃金改善の内容について、書面を用いて説明すること等により分かりやすく回答すること。

オ 過年度において当該評価料を算定している場合、前年度及び当年度に提出が必要な賃金改善実績報告書を適切に提出していること。

(2) 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)の注3に関する施設基準

次のいずれかに該当する訪問看護ステーションであること。

ア 令和8年3月31日時点において訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)を届け出ている訪問看護ステーション

イ 令和8年度の対象職員の、当該評価料を算定する月時点の基本給等を合計し、当該対象職員を令和6年3月時点の給与体系に当てはめた場合と比較した場合に、5分5厘(看護補助者、事務職員については、8分)以上に相当する水準以上のベア等を行った訪問看護ステーション又は令和9年度の対象職員の当該評価料を算定する月時点の基本給等を合計し、当該対象職員を令和6年3月時点の給与体系に当てはめた場合と比較した場合に、8分7厘(看護補助者、事務職員については、1割3分7厘)に相当する水準以上のベア等を行った訪問看護ステーション

(3) 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)

次のいずれの要件にも該当すること。

ア 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)の届出を行っている訪問看護ステーションであること。

イ 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)により算定される金額の見込み(ただし、当該評価料の注3又は注5に規定する額を算定する場合は、それぞれ注1又は注4に規定する額を算定したものとする。)が、対象職員の月額賃金総額に別表1に定める数を乗じた額の合計(以下、「賃金改善算定基礎額」という。)に当該訪問看護ステーションの利用者の数に占める医療保険制度の給付の対象となる訪問看護を受けた者の割合(以下「医療保険の利用者割合」とする。)を乗じた金額の5割未満であること。ただし、月額賃金とは、基本給等及び時間外手当等の月ごとに変動して支払われる手当の合計をいい、賞与、期末・勤勉手当等特定の時期にのみ支払われる手当を含まない。なお、「月

額賃金」には、「令和7年度医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業」によって交付される補助金による部分は、含めないものとする。

また、同一月に医療保険制度と介護保険制度の給付の対象となる訪問看護を受けた者については、医療保険制度の給付による場合として取り扱うこと。

$$\text{医療保険の利用者割合} = \frac{\begin{array}{l} \text{直近3か月の1月あたりの} \\ \text{医療保険制度の給付の対象となる訪問看護を受けた者} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{直近3か月の1月あたりの} \\ \text{医療保険制度の給付の対象となる訪問看護を受けた者} \\ + \text{介護保険制度の給付の対象となる訪問看護を受けた者} \end{array}}$$

ウ 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）の訪問看護ステーションごとの区分については、当該訪問看護ステーションにおける賃金改善算定基礎額、医療保険の利用者割合、訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）により算定される金額の見込み並びに訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）の算定回数の見込みを用いて算出した数【A】に基づき、別表2に従い該当する区分のいずれかを届け出ること。

$$\text{【A】} = \frac{\begin{array}{l} \text{賃金改善算定基礎額} \times \text{医療保険の利用者割合} \times 0.5 \\ - \text{訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）により算定される金額の見込み} \end{array}}{\text{訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）の算定回数の見込み}}$$

エ イの対象職員の月額賃金総額は、原則として訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）の届出を行う月の直近1か月の総額（ただし、届出を行う月より前に既に当該年度の賃金改善が開始されている場合は、当該賃金改善を開始する前月の総額）を用いること。

「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）により算定される金額の見込み」及び「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）の算定回数の見込み」は、訪問看護ステーションにおいて訪問看護管理療養費（月の初日の訪問の場合）又は包括型訪問看護療養費を算定する実利用者の人数を用いて計算し、訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）の届出を行う月の直近3か月の期間の1月あたりの平均の数値を用いること。

また、届け出た時点と比較して、対象職員の数又は3月ごとの訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）の算定回数に1割以上の変動があった場合であって、改めて区分を算出した場合に区分の変動がある場合には、算出を行った月内に地方厚生（支）局長に届出を行った上で、翌月から変更後の区分に基づく金額を算定すること。

オ 当該評価料により得られる収入は、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いること。なお、恒常的に夜間を含む交替制勤務をとっている職場の職員に支払われる夜勤手当については、決まって毎月支払われる手当に準じて基本給等を含めて差し支えない。

ただし、ベア等を行った訪問看護ステーションにおいて、利用者数等の変動等により当該評価料による収入が上記の増加分に用いた額を上回り、追加でベア等を行うことが困難な場合に限り、賞与等の手当など、ベア等以外の方法による賃金改善を行う事が認められる。いずれの場合においても、賃金の改善の対象とする項目を特定して行うこ

と。なお、当該評価料によって賃金の改善を実施する項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させてはならない。

また、賃金改善の実績については、当該訪問看護ステーションにおける「令和 8 年 3 月又は 5 月時点の給与体系（令和 8 年 5 月までに訪問看護ベースアップ評価料を届け出していた訪問看護ステーションにあっては、令和 8 年度診療報酬改定前の訪問看護ベースアップ評価料による賃金改善後であって令和 8 年度診療報酬改定による訪問看護ベースアップ評価料による賃金改善前の体系に限る。）を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の基本給等総額」と、「当該評価料を算定した年度に勤務している職員の基本給等総額」との差分により判断すること。

ただし、「令和 8 年 3 月又は 5 月時点の給与体系（令和 8 年 5 月までに訪問看護ベースアップ評価料を届け出していた訪問看護ステーションにあっては、令和 8 年度診療報酬改定前の訪問看護ベースアップ評価料による賃金改善後であって令和 8 年度診療報酬改定による訪問看護ベースアップ評価料による賃金改善前の体系に限る。）を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の基本給等総額」、「当該評価料を算定した年度に勤務している職員の基本給等総額」及び賃金改善の実績には、「令和 7 年度医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業」によって交付される補助金による部分は含めないものとする。

また、6 月から翌年 5 月の 1 年間に算定した当該評価料による収入を、当該年の 4 月から翌年 3 月の給与改善に充当することは差し支えない。

カ 常勤換算 2 人以上の対象職員が勤務していること。ただし、「基本診療料の施設基準等」別表第 6 の 2 に掲げる地域に所在する訪問看護ステーションにあっては、この限りではない。

キ 当該訪問看護ステーションにおいて、以下に掲げる社会保険診療等に係る収入金額（以下「社会保険診療等収入金額」という。）の合計額が、総収入の 100 分の 80 を超えること。

(イ) 社会保険診療(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 26 条第 2 項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額(全収入金額のおおむね 100 分の 10 以下の場合をいう。))の場合に限る。))及び保険外併用療養費（健康保険法第 86 条に規定する保険外併用療養費をいう。）を支給された場合に当該療養に関して患者から支払われる料金を含む。)

(ロ) 健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)第 6 条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第 4 条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。以下同じ。))に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。)

(ハ) 予防接種(予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)第 2 条第 6 項に規定する定期の予防接種等その他医療法施行規則第 30 条の 35 の 3 第 1 項第 2 号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種(平成 29 年厚生労働省告示第 314 号)に規定する予防接種をいう。)に係る収入金額

- (ニ) 助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。)に係る収入金額(一の分娩に係る助産に係る収入金額が 50 万円を超えるときは、50 万円を限度とする。)
- (ホ) 介護保険法の規定による保険給付に係る収入金額(租税特別措置法第 26 条第 2 項第 4 号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。)
- (ヘ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 6 条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費並びに同法第 77 条及び第 78 条に規定する地域生活支援事業に係る収入金額
- (ト) 児童福祉法第 21 条の 5 の 2 に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第 24 条の 2 に規定する障害児入所給付費、同法第 24 条の 7 に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第 24 条の 25 に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費に係る収入金額
- (チ) 国、地方公共団体及び保険者等が交付する補助金等に係る収入金額
- ク 当該訪問看護ステーションは、当該評価料の趣旨を踏まえ、労働基準法等を遵守すること。
- ケ 当該訪問看護ステーションは、対象職員に対して、賃金改善を実施する方法等について、訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)の届出及び区分変更に合わせて周知するとともに、就業規則等の内容についても周知すること。また、対象職員から当該評価料に係る賃金改善に関する照会を受けた場合には、当該対象者についての賃金改善の内容について、書面を用いて説明すること等により分かりやすく回答すること。
- コ 過年度において当該評価料を算定している場合、当該年度分の賃金改善実績報告書を提出していること。
- (4) 訪問看護・ベースアップ評価料(Ⅱ)の注 7 及び注 8 に関する施設基準
 - 次のいずれかに該当する訪問看護ステーションであること。
 - ア 令和 8 年 3 月 31 日時点において訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)を届け出ている訪問看護ステーション
 - イ 令和 8 年度の対象職員の当該評価料を算定する月時点の基本給等を合計し、当該対象職員を令和 6 年 3 月時点の給与体系に当てはめた場合と比較した場合に、5 分 5 厘(看護補助者、事務職員については、8 分)に相当する水準以上のベア等を行った訪問看護ステーション又は令和 9 年度の対象職員の当該評価料を算定する月時点の基本給等を合計し、当該対象職員を令和 6 年 3 月時点の給与体系に当てはめた場合と比較した場合に、8 分 7 厘(看護補助者、事務職員については、1 割 3 分 7 厘)に相当する水準以上のベア等を行った訪問看護ステーション

別表 1 賃金改善算定基礎額の算出に用いる数

職種ごとの基礎額	算定期間ごとの「別表 1 に定める数」	
	令和 8 年 6 月～令和 9 年 5 月	令和 9 年 6 月～
対象職員（看護補助者及び事務職員を除く。）の月額賃金総額	$1.29 \times 3.2\%$	$1.29 \times 6.4\%$
看護補助者及び事務職員の月額賃金総額	$1.29 \times 5.7\%$	$1.29 \times 11.4\%$

別表 2

【A】	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）の区分	金額
0 を超える	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 1	30 円
45 以上	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 2	60 円
75 以上	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 3	90 円
105 以上	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 4	120 円
135 以上	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 5	150 円
165 以上	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 6	180 円
195 以上	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 7	210 円
225 以上	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 8	240 円
255 以上	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 9	270 円
285 以上	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 10	300 円
315 以上	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 11	330 円
345 以上	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 12	360 円
375 以上	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 13	390 円
405 以上	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 14	420 円
435 以上	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 15	450 円
465 以上	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 16	480 円
495 以上	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 17	510 円
525 以上	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 18	540 円
555 以上	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 19	570 円
585 以上	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 20	600 円
615 以上	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 21	630 円
645 以上	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 22	660 円
675 以上	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 23	690 円
705 以上	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 24	720 円
735 以上	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 25	750 円
765 以上	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 26	780 円
795 以上	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 27	810 円
825 以上	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 28	840 円
855 以上	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 29	870 円
885 以上	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 30	900 円
915 以上	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 31	930 円
945 以上	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 32	960 円
975 以上	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 33	990 円
1,005 以上	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 34	1,020 円
1,035 以上	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 35	1,050 円
1,065 以上	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 36	1,080 円